

**受講料  
無料!!**

# 季節労働者の皆さまへ

平成27年度通年雇用促進支援事業(厚生労働省委託事業)

## 技能講習

## 受講者募集

南檜山地域にお住いの季節労働者の皆様に、技能講習をご案内します。

季節労働者の方で通年で雇用されるために資格取得を必要としている方を対象に技能講習を無料(講習料全額)で実施します。



### ● 受講対象者

江差町・上ノ国町・乙部町・厚沢部町・奥尻町に在住(住民登録している)する季節労働者の方で当協議会が受講の承認をした方。

### ● 講習場所

(有)道南総合自動車教習所 TEL0138-46-3251  
函館市石川町149-18(函館運転免許試験場手前向かい)  
※受講者が上記講習場所へ通学し受講します。(交通費等の旅費は受講者負担)

### ● 技能講習 (募集定員)

- ◇車両系建設機械(整地等)運転技能講習 (4人)
- ◇フォークリフト運転技能講習 (4人)
- ◇玉掛け技能講習 (4人)
- ◇小型移動式クレーン運転技能講習 (4人)

**● 受講料  
無料**

### ● 講習・教習日程と受講資格

### ● 申込期間

平成28年1月6日～2月1日

※希望者多数の場合は事前相談受付順となります。

科目	コース	日数	受講資格	日程
車両系建設機械(整地等)運転(機体質量3t以上)	38時間	6日	全科目(免除なし)	H28年2月15日～ H28年2月20日
	14時間	2日	大型特殊免許所持者 普通・中型・大型免許所持者で小型車両系3t未満の特別教育修証を有し、3ヶ月以上の経験がある者(事業主証明が必要) 不整地運搬車運転技能講習修了者	H28年2月19日～ H28年2月20日
フォークリフト運転(最大荷重1t以上)	35時間	6日	全科目(免除なし)	H28年2月8日～ H28年2月13日
	31時間	5日	大型特殊免許(カタピラ付限定)又は普通・中型・大型免許所持者	H28年2月9日～ H28年2月13日
	11時間	2日	大型特殊免許(限定なし)所持者 大型特殊免許(カタピラ付限定)又は普通・中型・大型免許所持者で1t未満の特別教習修了証を有し、3ヶ月以上の経験がある者(事業主証明が必要)	H28年2月12日～ H28年2月13日
玉掛け(1t以上の玉掛け業務)	19時間	3日	全科目(免除なし)	H28年2月22日～ H28年2月24日
	15時間	2.5日	大型特殊免許(カタピラ付限定)又は普通・中型・大型免許所持者	
	11時間	2日	大型特殊免許(限定なし)所持者 大型特殊免許(カタピラ付限定)又は普通・中型・大型免許所持者で1t未満の特別教習修了証を有し、3ヶ月以上の経験がある者(事業主証明が必要)	
小型移動式クレーン運転(つり上げ荷重1～5t未満)	20時間	3日	全科目(免除なし)	H28年2月25日～ H28年2月27日
	16時間	2.5日	クレーン・デリック、揚貨装置の運転士免許所持者 床上操作式クレーン又は玉掛け技能講習修了者	
	17時間	3日	建設機械施工技術検定1級合格者で、ショベル系又は基礎を選択された方。 建設機械施工技術検定2級合格者で、第2種もしくは第6種に該当される方。 車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習修了者	

### お申込・お問合せ先

南檜山地域通年雇用促進支援協議会(事務局) 江差町役場産業振興課

〒043-8560 檜山郡江差町字中歌町193-1 TEL0139-52-6717 FAX0139-52-0234

## ● 申込方法

まずは下記事務局までお問合せください。受講対象となるか確認させていただきます。その後、申込書と添付書類①②を事務局に提出してください。

## 添付書類

①身分証明書(運転免許証・健康保険証など)

②受講対象者(季節労働者)と確認できるもの



### 現在雇用されている方

対象条件1. 雇用保険の被保険者種類が『短期雇用特例被保険者(2または3)』の方。

A. 雇用保険資格取得等確認通知書(被保険者通知用)・雇用保険被保険者証

B. 雇用保険被保険者資格取得届出確認照会票による回答書

「A」「B」のいずれかを提出してください。

### 現在離職中の方(対象条件1, 2のいずれかに該当する方)

対象条件1. 離職直前の雇用保険の被保険者種類が『短期雇用特例被保険者(2または3)』として雇用されていた方。(平成26年4月1日以降に離職された方)

対象条件2. 離職直前の雇用保険の被保険者種類が一般の被保険者(1または9)であり、失業給付の受給資格を満たしておらず、前々職の雇用保険の被保険者種類が『短期雇用特例被保険者(2または3)』として雇用されていた方。(平成26年4月1日以降に離職された方)

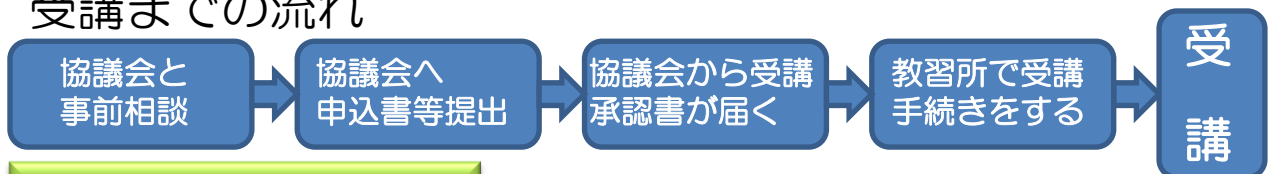
C. 雇用保険被保険者離職票(1・2)

D. 雇用保険特例受給資格者証

E. 雇用保険被保険者資格取得届出確認照会票による回答書

「C」「D」「E」のいずれかを提出してください。

## 受講までの流れ



## 教習所での受講申込

教習所での受講申し込みの際には下記の書類が必要となります。

1. 各講習の受講資格証明書類(講習の免除を証明するもの)  
(自動車運転免許証、特別教育・技能講習修了証等)
2. 自動車運転免許証のコピー
3. 本籍記載の住民票原本(発行から3ヶ月以内)



お申込・お問合せ先

南檜山地域通年雇用促進支援協議会

(事務局) 江差町役場産業振興課

〒043-8560 檜山郡江差町字中歌町193-1

TEL0139-52-6717

FAX0139-52-0234